

原発事故避難者の住宅支援の継続を求める決議

福島県が「自主避難者」の避難先の住宅の無償提供を2016年度で終える方針を固めたとの報道がされた。住宅提供は災害救助法の枠組みでなされており、国の意向も反映されたものだと伝えられている。

これは「自主避難者」だけの問題だけでなく、特定避難勧奨地点の解除など、高過ぎる線量基準をもとにした国の帰還政策と一体であり、事故の風化・矮小化を図って被災者を見捨てようとするものである。本市には、市が把握している避難者が約80人が居住し、そこには自主避難者も含まれている。

避難元の地域の線量は事故前の基準に比べればまだ高いところも多く、多くの自主避難者、特に小さな子どもたちを抱える親たちは帰るに帰れず、避難の継続を希望している。避難者を受け入れている多くの自治体も、住宅借り上げ制度の複数年延長やその柔軟な運用を求めてきた。

また、「原発事故子ども・被災者支援法」（以下「支援法」という。）では、「原子力発電所の事故により放出された（中略）当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていない」ことを明確に認め、支援策について、被災者一人一人が「居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができる」ように、「そのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない」とうたっている。当事者やそれを支えてきた市民や自治体の意向を無視した今回の方針は、支援法の理念に背くものであり、到底容認することはできない。

避難者の生活の最も重要な基盤の一つとなる住宅への支援策は、本来、現在のように災害救助法に基づく「みなし仮設」として1年ごとに延長するのではなく、同法で想定されていなかった原発事故汚染に対処するため、支援法に基づく抜本的な対策や法制度が必要である。また、今後の住宅支援策として打ち出されている「公営住宅への入居円滑化」も、その需給の把握すらなされておらず、入居を保障するものではない。有償で倍率も高い公営住宅に、当該地域の住民と競合する形で起こり得る問題なども懸念され、本質的な解決につながらない、極めて場当たりのものである。

抜本的な対応策を怠った上に、現行法での不十分な枠組みさえ打ち切ろうとするのは、支援法の理念ばかりでなく、憲法が保障する生存権を否定するものである。

よって、本市議会は、政府及び福島県の方針に対して強く抗議し、下記の点を実現するよう強く求めるものである。

- 1 避難者への住宅の無償提供を終了する方針を撤回し、抜本的・継続的な住宅支援が可能な法制度を確立すること。
- 2 全避難者を対象にした公聴会を開催すること。

上記、決議する。

平成27年6月30日

三 鷹 市 議 会